

社会福祉法人福医会
評議員会議決事項
定款第8条、第21条細則

社会福祉法人 福医会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

2023年7月1日改訂

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福医会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常任役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常任役員のうち、理事は常任理事及び監事は常任監事という。
- (3)非常任役員とは、役員のうち、常任役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)、慶弔費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常任役員で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給額の1/3の額を上限とする。また、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合であっても、これを充当することとし、別途支給しない。
- 4 この法人は、役員及び評議員に退任時慰労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の役員報酬総額は、年間61,200,000円以内とする。

- 2 この法人の全監事の役員報酬総額は、年間5,100,000円以内とする。
- 3 この法人の役員の報酬月額は、別表「役員俸給等基準表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の役員の報酬月額は、役員俸給等基準表を勘案し、評議員会の承

認を得て決めるものとする。

- 5 個々の評議員の報酬は、別記1「評議員の報酬」に定める額とする。
- 6 この法人の役員及び評議員の退任時慰労金は、役員俸給等基準表に定めるとおりとする。その計算方法は慰労金基準に準ずる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく領収書等証明書類に基づき支払うものとし、また前払いを要するものについては、前払い申請に基づき前もって支払うことができるものとする。

- 2 常任役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができるものとする。その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給等することができる。
- 4 役員及び評議員には、慶弔に要する費用を、慶弔費基準に準じて慶弔費として支給等することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常任役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 役員及び評議員の費用弁償は、必要な都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等、また役員及び評議員が賠償責任保険等それに準ずる外部保険に加入した場合に本人立替金等が発生した場合に控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は2017年4月1日から施行する。

旧役員及び評議員報酬規程は2017年3月31日をもって廃止する。

この規程は2021年7月1日から改訂する。

この規程は2023年7月1日から改訂する。